

# 岐阜県公報

第 七 号

令和元年五月二十八日

(火曜日)

## 目 次

### 告 示

岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示の一部改正	(統 計 課)	三五 <small>ハ</small>
保安林の指定	(可茂農林事務所)	三五
保安林の指定	(恵那農林事務所)	三六
岐阜県選奨奨学生奨学金、岐阜県高等学校奨学金及び岐阜県子育て支援奨学金の収納事務の委託	(教育財務課)	三六
選挙管理委員会告示		
個人演説会等を開催することができる施設の名称の変更等	(選挙管理委員会)	三六
施設の長が不在者投票管理者となる施設の指定	(同)	三七
施設の長が不在者投票管理者となる施設の名称の変更	(同)	三七
公 示		
県営土地改良事業の変更計画の決定	(農地整備課)	三七
公共測量の実施	(用 地 課)	三八
公共測量の終了	(同)	三八
正 誤		
岐阜県議会の議員その他非常勤の職員公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則中訂正	(職員厚生課)	三八
目次中訂正	(文化伝承課)	三八
土地改良区役員の退任及び就任中訂正	(下呂農林事務所)	三八

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日)に当たる  
ときは翌日

## 告 示

岐阜県告示第二十六号

岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示(平成二十一年岐阜県告示第二百四十号)の一部を次のように改正し、令和元年六月一日から適用する。

令和元年五月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

「在宅障がい児者等実態調査」を「岐阜県在宅重度障がい児者等(医療的ケア児を含む)実態調査」に改める。

岐阜県告示第二十七号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

令和元年五月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林の所在場所  
加茂郡白川町河岐字前山二四九、一一五〇の一
- 二 指定の目的  
落石の危険の防止
- 三 指定施業要件

令和元年五月二十八日

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県可茂農林事務所及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

令和元年五月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林の所在場所  
中津川市川上字上平一八七五の一
  - 二 指定の目的  
落石の危険の防止
  - 三 指定施業要件
- (一) 立木の伐採の方法
- 1 主伐は、択伐による。
  - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
  - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度
- 次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、関係書類を岐阜県恵那農林事務所及び中津川市役所に

備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第二十九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、歳入の収納事務を次のとおり委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和元年五月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 受託者の所在地及び名称  
東京都千代田区紀尾井町三番一―二号紀尾井町ビル
- 二 収納事務を委託した歳入  
岐阜県選奨奨生奨学金、岐阜県高等学校奨学金及び岐阜県子育て支援奨学金の借受人に係る滞納金
- 三 委託期間  
平成三十一年四月一日から令和四年三月三十一日まで

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の名称の変更等について、次のとおり報告があったのでその旨告示する。

令和元年五月二十八日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

1 名称を変更した施設

市町村名	変更後の名称	変更前の名称
瑞浪市	瑞浪市産業振興センター 大ホール 瑞浪市瑞豊	瑞浪市産業技術研究所 大ホール 瑞浪市瑞豊

2 指定を取り消した施設

市町村名	施設の名 称	所 在 地
羽島市	羽島市民会館	羽島市福寿町浅平3丁目25番地

岐阜県選挙管理委員会告示第四号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり指定したので、その旨告示する。

令和元年五月二十八日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大 松 利 幸

指定する施設の名称等

名	称	所 在 地
医療法人澄心会	岐阜ハートセンター	岐阜市鞍田南四丁目14番4

岐阜県選挙管理委員会告示第五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり名称の変更の報告があったので、その旨告示する。

令和元年五月二十八日

岐阜県選挙管理委員会  
委員長 大 松 利 幸

名称の変更

変 更 後	変 更 前
岐阜県厚生農業協同組合連合会 飛騨医療センター高山厚生病院	岐阜県厚生農業協同組合連合会 高山厚生病院
岐阜県厚生農業協同組合連合会 飛騨医療センター久美愛厚生病院	岐阜県厚生農業協同組合連合会 久美愛厚生病院
医療法人健康長寿会 奥飛騨温泉老人保健施設穂高の庭	医療法人社団藤聖会 奥飛騨温泉老人保健施設穂高の庭
岐阜県厚生農業協同組合連合会 岐阜・西濃医療センター岐阜北厚生病院	岐阜県厚生農業協同組合連合会 岐阜北厚生病院
岐阜県厚生農業協同組合連合会 岐阜・西濃医療センター西美濃厚生病院	岐阜県厚生農業協同組合連合会 西美濃厚生病院

公 示

県営土地改良事業の変更計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公示し、事業変更計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和元年五月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

施行に係る地区名	縦 覧 場 所	縦 覧 期 間
庄川上流地区	白川村役場	令和元 年五 月二 十八

公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により池田町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年五月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

池田町

二 作業種類

公共測量（数値修正）

三 作業期間

平成三十一年四月二十五日から

令和二年三月二十三日まで

四 作業地域

揖斐郡池田町

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により八百津町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和元年五月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

八百津町

二 作業種類

公共測量（デジタル撮影、写真地図作成、修正数値図化）

三 作業期間

平成三十年十二月十二日から

平成三十一年三月二十八日まで

四 作業地域

加茂郡八百津町

正 誤

（原稿誤り）

平成三十一年四月二十六日号外(四) 岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（岐阜県規則第七十三号）一頁下段前から十三行目中「平成十九年四月一日から平成三十一年四月一日」は、「平成三十一年四月一日」の誤り。

正 誤

（校正誤り）

令和元年五月十日号外(一) 目次一頁上段前から三行目中「岐阜県重要無形民俗文化財の指定の解除」は、「岐阜県重要無形文化財の指定の解除」の誤り。

正 誤

（原稿誤り）

平成三十一年四月十二日第三千三十九号 土地改良区役員 の 退任及び就任(二四頁下段前から十一行目中「第十八条第十六項」は「第十八条第十七項」の、同段前から十二行目中「同条第十七項」は「同条第十八項」の誤り。

正 誤

（原稿誤り）

平成三十一年四月二十六日第三千四十三号 土地改良区役員 の 退任及び就任(二五七頁上段前から七行目中「第十八条第十六項」は「第十八条第十七項」の、同段前から八行目中「同条第十七項」は「同条第十八項」の誤り。